

「2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会」の 解散について

「2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会」規約第 3 条に規定する目的が達成されたことから、同規約第 22 条の規定に基づき解散の議決を得るもの。

なお、同協議会における残余財産については、所有していないことをここに報告する。

【解散期日】

- 役員会において決定した日を解散日とする。